

求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧及び適用される訓練科の範囲

※求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を赤字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマーカーで記載しています。

文書	番号	改訂箇所	頁	改訂内容	適用される訓練科の範囲
	1	全体	-	平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
留意事項 (本文)	2	受講者の募集・選考等	P7	託児サービス対応訓練が新設されたため文言を修正しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	3	受講者の募集・選考等	P9	託児サービス対応訓練については、受講申込者が託児施設に入所できなかった場合に、受講辞退が発生し、受講者数が定員の半数を下回ったとしても、訓練の中止は認められない旨追記しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
	4	訓練科の運営	P16	やむを得ず訓練を途中で中止した場合であっても、受講者保護等の観点から、訓練中止後に必要な対応(職業訓練受講給付金支給申請書(様式B-6)の受講証明等)が可能な体制を確保する必要があることを追記しました。	令和6年7月1日以降に開講される訓練科(「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等について」を適用し、認定された訓練科を除く)
留意事項 (別添)	5	別添3	P66	職業訓練受講給付金、雇用保険に係る各種書類に関するご質問はハローワークに、奨励金等に関するご質問は、都道府県労働局にお問い合わせするよう追記しました。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
様式集	6	参考様式1	P3-6	氏名記入欄の表記を修正しました。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科
	7	訓練日誌	P53-56	記載内容の漏れ・誤りがあった場合、原則は作成した受講者による修正が必要ですが、講師等が修正する場合の取扱いを追加しました。	令和6年7月1日以降に開講されるすべての訓練科